

【平成 ____ 年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名	電話番号	()
----------------------	------------	------	-----

関与税理士名
(電話)

【譲渡した資産に関する明細】

		合 計	建 物	土地・借地権
資産の所在地番				
資産の利用状況	面積		m ²	m ²
譲渡先住所又は所在地				
譲渡先氏名又は名称				
譲渡契約締結日		年 月 日	年 月 日	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先) 円		
譲渡した年月日		年 月 日	年 月 日	
資産を取得した時期		年 月 日	年 月 日	
譲渡価額	②	円	円	円
取得価額	③	円	円	円
償却費相当額	④	円	円	
差引 (③ - ④)	⑤	円	円	円
譲渡に要した費用	⑥	円	円	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額 (② - ⑤ - ⑥)	⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門
		純損失 (有・無)

(平成17年分以降用)

【平成 ____ 年分】

名簿番号

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は事業所事務所居所など)	フリガナ 氏名	電話番号	()
----------------------	------------	------	-----

関与税理士名
(電話)

【譲渡した資産に関する明細】

		合 計	建 物	土地・借地権
資産の所在地番				
資産の利用状況	面積		m ²	m ²
譲渡先住所又は所在地				
譲渡先氏名又は名称				
譲渡契約締結日		年 月 日	年 月 日	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先	①	(借入先) 円		
譲渡した年月日		年 月 日	年 月 日	
資産を取得した時期		年 月 日	年 月 日	
譲渡価額	②	円	円	円
取得価額	③	円	円	円
償却費相当額	④	円	円	
差引 (③ - ④)	⑤	円	円	円
譲渡に要した費用	⑥	円	円	円
特定居住用財産の譲渡損失の金額 (② - ⑤ - ⑥)	⑦	円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

※ 明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。

税務署 整理欄	資産課税部門	個人課税部門
		純損失 (有・無)

(平成17年分以降用)

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が2以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が2以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

改正後

番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所
（又は
事業所
事務所
居所など）

フリガナ

氏名

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。
※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の㉔、㉕の金額の合計額とします。
(平成19年分以降用)

19.11

改正前

番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所
（又は
事業所
事務所
居所など）

フリガナ

氏名

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地、建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表㉓・㉔の金額の合計額又は申告書第四表㉕の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。
※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の㉔、㉕の金額の合計額とします。
(平成18年分以降用)

- 72 -

改 正 後	改 正 前
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成16年1月1日から平成21年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照。) 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。) (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) 2 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、<u>国税庁ホームページのタックスアンサー【http://www.ntago.jp/taxanswer】</u>をご覧ください。か、税務署又は税務相談室におたずねください。	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」参照。) 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。) (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) 2 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、<u>タックスアンサー【http://www.taxanswer.nta.go.jp】</u>をご覧ください。か、税務署(資産税担当)又は税務相談室におたずねください。

改正後		改正前	
平成__年分 特定路線価設定申出書 _____ 税務署長 殿 平成__年__月__日 〒 申 出 者 住所(所在地) _____ (納税義務者) 氏名(名称) _____ 印 職業(業種) _____ 電話番号 _____ 相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるので、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。 1 特定路線価の設定を必要とする理由 ☐ 相続税申告のため（相続開始日__年__月__日） 被相続人〔住所 _____ 氏名 _____ 職業 _____〕 ☐ 贈与税申告のため（受贈日__年__月__日） 2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等 「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり 3 添付資料 (1) 物件案内図（住宅地図の写し） (2) 地形図（公図、実測図の写し） (3) 写真 撮影日__年__月__日 (4) その他〔 _____ 〕 4 連絡先 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 職 業 _____ 電話番号 _____ 5 送付先 ☐ 申出者に送付 ☐ 連絡先に送付 * ☐ 欄には、該当するものにレ点を付してください。 ※印欄は記入しないでください。		平成__年分 特定路線価設定申出書 _____ 税務署長 殿 平成__年__月__日 〒 申 出 者 住所(所在地) _____ (納税義務者) 氏名(名称) _____ 印 職業(業種) _____ 電話番号 _____ 相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるので、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。 1 特定路線価の設定を必要とする理由 ☐ 相続税申告のため（相続開始日__年__月__日） 被相続人〔住所 _____ 氏名 _____ 職業 _____〕 ☐ 贈与税申告のため（受贈日__年__月__日） 2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等 「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり 3 添付資料 (1) 物件案内図（住宅地図の写し） (2) 地形図（公図、実測図の写し） (3) その他〔 _____ 〕 4 連絡先 住 所 _____ 氏 名 _____ 職 業 _____ 電話番号 _____ 5 送付先 ☐ 申出者に送付 ☐ 連絡先に送付 * ☐ 欄には、該当するものにレ点を付してください。 ※印欄は記入しないでください。	

改 正 後	改 正 前
(裏) 記載方法等 この申出書は、課税の対象となる路線価地域内に存する土地等について、その土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定を申し出るときに使用します。 - この申出書は、相続税、贈与税の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価することが必要な場合に提出してください。 - この申出書は、原則として、納税地を所轄する税務署に提出してください。 <u>「特定路線価により評価する土地等」、</u><u>「特定路線価を設定する道路」</u>及び<u>「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」</u>の状況等がわかる資料（物件案内図、地形図、写真等）を添付してください。 The diagram illustrates a rectangular plot of land. A horizontal road runs along the top edge of the plot. A vertical line runs along the right edge of the plot. A horizontal line runs along the bottom edge of the plot. The road is labeled '特定路線価を設定する道路' (Road for which a specific line value is set). The plot of land is labeled '評価する土地' (Land to be evaluated). The line is labeled '特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線' (Line for which a specific line value is set, connected to the road for which a specific line value is set). The width of the road is indicated as 2100. <u>「特定路線価により評価する土地等」</u>及び<u>「特定路線価を設定する道路」</u>の所在地、状況等については、「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」に記載してください。 「土地等の所在地（住居表示）」欄には、<u>「特定路線価により評価する土地等」</u>の所在地を画地ごとに記載してください。 「土地等の利用者名、利用状況及び地積」欄には、その土地等の利用者名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地（自用地）」、「宅地（貸地）」などと記載してください。 「道路の所在地」欄は、<u>「特定路線価を設定する道路」</u>の所在地の地番を記載してください。 「道路の幅員及び奥行」欄には、<u>「特定路線価を設定する道路」</u>の幅員及び<u>「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」</u>からその土地等の最も奥までの奥行距離を記載してください。 「舗装の状況」欄は、該当するものに<u>レ点を付してください</u>。 「道路の連続性」欄は、該当するものに<u>レ点を付してください</u>。 「道路のこう配」欄には、傾斜度を記載してください。 「上水道」、「下水道」、「都市ガス」欄は、該当するものに<u>レ点を付してください</u>。各欄の「引込み可能」とは、<u>「特定路線価を設定する道路」</u>に上下水道、都市ガスが敷設されている場合及び<u>「特定路線価を設定する道路」</u>にはないが、引込距離約 50m程度のもので、容易に引込み可能な場合をいいます。 「用途地域等の制限」欄には、その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域（例えば、第1種低層住居専用地域等）、建ぺい率及び容積率を記載してください。 「その他（参考事項）」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。 (注) この申出書を提出した場合でも、路線価を基に課税の対象となる土地等を評価することができるときには、特定路線価を設定しないことになりますので留意してください。	(裏) 記載方法等 この申出書は、課税の対象となる路線価地域内に存する土地等について、その土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定を申し出るときに使用します。 - この申出書は、相続税、贈与税の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価することが必要な場合に提出してください。 - この申出書は、原則として、納税地を所轄する税務署に提出してください。 - 特定路線価に<u>よって</u>評価する土地等、特定路線価を設定す<u>べき道路等</u>の状況等がわかる資料（物件案内図、地形図等）を添付してください。 - 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等については、「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」に記載してください。 「土地等の所在地（住居表示）」欄には、特定路線価により評価する土地等の所在地を画地ごとに記載してください。 「土地等の利用者名、利用状況及び地積」欄には、その土地等の利用者名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地（自用地）」、「宅地（貸地）」などと記載してください。 「道路の所在地」欄は、道路の所在地の地番を記載してください。 「道路の幅員及び奥行」欄には、<u>その土地等の前面道路</u>の幅員及び路線価の設定されている路線からその土地等の最も奥までの奥行距離を記載してください。 「舗装の状況」欄は、該当するものを<u>○で囲んでください</u>。 「道路の連続性」欄は、該当するものを<u>○で囲んでください</u>。 「道路のこう配」欄には、傾斜度を記載してください。 「上水道」、「下水道」、「都市ガス」欄は、該当するものを<u>○で囲んでください</u>。各欄の「引込み可能」とは、<u>その土地等の前面道路</u>に上下水道、都市ガスが敷設されている場合及び<u>前面道路</u>にはないが、引込距離約 50m程度のもので、容易に引込み可能な場合をいいます。 「用途地域等の制限」欄には、その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域（例えば、第1種低層住居専用地域等）、建ぺい率及び容積率を記載してください。 「その他（参考事項）」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。 (注) この申出書を提出した場合でも、路線価を基に課税の対象となる土地等を評価することができるときには、特定路線価を設定しないことになりますので留意してください。

改正後					改正前							
別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書					別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書							
土地等の所在地 (住居表示)	[]		[]		土地等の所在地 (住居表示)	[]		[]				
土地等の利用者名、 利用状況及び地積	(利用者名) (利用状況)		m ²		(利用者名) (利用状況)		m ²		(利用者名) (利用状況)		m ²	
道路の所在地					道路の所在地							
道路の幅員及び奥行	(幅員)	m	(奥行)	m	(幅員)	m	(奥行)	m	(幅員)	m	(奥行)	m
舗装の状況	☐ 舗装済 ・ ☐ 未舗装				☐ 舗装済 ・ ☐ 未舗装							
道路の連続性	☐ 通抜け可能 (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能)				☐ 通抜け可能 (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能)							
	☐ 行止まり (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能)				☐ 行止まり (☐ 車の進入可能・ ☐ 不可能)							
道路のこう配	度				度							
上水道	☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)				☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)							
下水道	☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)				☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)							
都市ガス	☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)				☐ 有 ☐ 無 (☐ 引込み可能・ ☐ 不可能)							
用途地域等の制限	()地域 建ぺい率() % 容積率() %				()地域 建ぺい率() % 容積率() %							
その他 (参考事項)												
(資 9 - 30 - A 4 統一)					(資 9 - 30 - A 4 統一)							

改正後	改正前																																
登録免許税徴収通知書 〒 _____ 第 _____ 号 住 所 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 氏 名 _____ _____ 税務署長 _____ 印 あなたが、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ に係る登録免許税については、下記の金額が未納 になっておりますので同封の納税告知書により日本銀行（本店、支店、代理店<u>及び</u>歳入代理店（郵 便局を含む。））又は当税務署へ納付<u>してください</u>。 記 <table><tr><td>① 登 記 等 の 事 項</td><td></td></tr><tr><td>② 登記等を受けた年月日</td><td>平 成 年 月 日</td></tr><tr><td>③ 法 定 納 期 限</td><td>平 成 年 月 日</td></tr><tr><td>④ 登 録 免 許 税 額</td><td>円</td></tr><tr><td>納 付 金</td><td>円</td></tr><tr><td>未 納 額</td><td>円</td></tr></table> 課 税 標 準 及 び 税 率 <table><tr><td>⑤ 課 税 標 準</td><td></td></tr><tr><td>⑥ 税 率</td><td></td></tr></table> (資 11 - 2 - 1 - A 4 統 一)	① 登 記 等 の 事 項		② 登記等を受けた年月日	平 成 年 月 日	③ 法 定 納 期 限	平 成 年 月 日	④ 登 録 免 許 税 額	円	納 付 金	円	未 納 額	円	⑤ 課 税 標 準		⑥ 税 率		登録免許税徴収通知書 〒 _____ 第 _____ 号 住 所 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 氏 名 _____ _____ 税務署長 _____ 印 あなたが、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ に係る登録免許税については、下記の金額が未納 になっておりますので同封の納税告知書により日本銀行（本店、支店、代理店<u>若しくは</u>歳入代理店 （郵便局を含む。））又は当税務署へ納付<u>されるよう通知します</u>。 記 <table><tr><td>① 登 記 等 の 事 項</td><td></td></tr><tr><td>② 登記等を受けた年月日</td><td>平 成 年 月 日</td></tr><tr><td>③ 法 定 納 期 限</td><td>平 成 年 月 日</td></tr><tr><td>④ 登 録 免 許 税 額</td><td>円</td></tr><tr><td>納 付 金</td><td>円</td></tr><tr><td>未 納 額</td><td>円</td></tr></table> 課 税 標 準 及 び 税 率 <table><tr><td>⑤ 課 税 標 準</td><td></td></tr><tr><td>⑥ 税 率</td><td></td></tr></table> (資 11 - 2 - 1 - A 4 統 一)	① 登 記 等 の 事 項		② 登記等を受けた年月日	平 成 年 月 日	③ 法 定 納 期 限	平 成 年 月 日	④ 登 録 免 許 税 額	円	納 付 金	円	未 納 額	円	⑤ 課 税 標 準		⑥ 税 率	
① 登 記 等 の 事 項																																	
② 登記等を受けた年月日	平 成 年 月 日																																
③ 法 定 納 期 限	平 成 年 月 日																																
④ 登 録 免 許 税 額	円																																
納 付 金	円																																
未 納 額	円																																
⑤ 課 税 標 準																																	
⑥ 税 率																																	
① 登 記 等 の 事 項																																	
② 登記等を受けた年月日	平 成 年 月 日																																
③ 法 定 納 期 限	平 成 年 月 日																																
④ 登 録 免 許 税 額	円																																
納 付 金	円																																
未 納 額	円																																
⑤ 課 税 標 準																																	
⑥ 税 率																																	

改正後			改正前																																												
登録免許税徴収通知書（訂正用）			登録免許税徴収通知書（訂正用）																																												
〒 _____ 第 _____ 号			〒 _____ 第 _____ 号																																												
住 所 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			住 所 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日																																												
氏 名 _____			氏 名 _____																																												
_____ 税務署長 _____ 印			_____ 税務署長 _____ 印																																												
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号で通知しました登録免許税の未納額について、下記のとおりその額を変更します。また、未納となっております金額については、同封の納税告知書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。			平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号で通知しました登録免許税の未納額について、下記のとおりその額を変更します。また、未納となっております金額については、同封の納税告知書により日本銀行（本店、支店、代理店若しくは歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付されるよう通知します。																																												
記			記																																												
<table><thead><tr><th>区 分</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 登 記 等 の 事 項</td><td></td><td></td></tr><tr><td>② 登記等を受けた年月日</td><td>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</td><td>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</td></tr><tr><td>③ 法 定 納 期 限</td><td>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</td><td>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</td></tr><tr><td>④ 登 録 免 許 税 額</td><td>_____ 円</td><td>_____ 円</td></tr><tr><td>納 付 額</td><td>_____ 円</td><td>_____ 円</td></tr><tr><td>未 納 額</td><td>_____ 円</td><td>_____ 円</td></tr></tbody></table>			区 分	変 更 前	変 更 後	① 登 記 等 の 事 項			② 登記等を受けた年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	③ 法 定 納 期 限	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	④ 登 録 免 許 税 額	_____ 円	_____ 円	納 付 額	_____ 円	_____ 円	未 納 額	_____ 円	_____ 円	<table><thead><tr><th>区 分</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 登 記 等 の 事 項</td><td></td><td></td></tr><tr><td>② 登記等を受けた年月日</td><td>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</td><td>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</td></tr><tr><td>③ 法 定 納 期 限</td><td>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</td><td>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</td></tr><tr><td>④ 登 録 免 許 税 額</td><td>_____ 円</td><td>_____ 円</td></tr><tr><td>納 付 額</td><td>_____ 円</td><td>_____ 円</td></tr><tr><td>未 納 額</td><td>_____ 円</td><td>_____ 円</td></tr></tbody></table>			区 分	変 更 前	変 更 後	① 登 記 等 の 事 項			② 登記等を受けた年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	③ 法 定 納 期 限	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	④ 登 録 免 許 税 額	_____ 円	_____ 円	納 付 額	_____ 円	_____ 円	未 納 額	_____ 円	_____ 円
区 分	変 更 前	変 更 後																																													
① 登 記 等 の 事 項																																															
② 登記等を受けた年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日																																													
③ 法 定 納 期 限	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日																																													
④ 登 録 免 許 税 額	_____ 円	_____ 円																																													
納 付 額	_____ 円	_____ 円																																													
未 納 額	_____ 円	_____ 円																																													
区 分	変 更 前	変 更 後																																													
① 登 記 等 の 事 項																																															
② 登記等を受けた年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日																																													
③ 法 定 納 期 限	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日																																													
④ 登 録 免 許 税 額	_____ 円	_____ 円																																													
納 付 額	_____ 円	_____ 円																																													
未 納 額	_____ 円	_____ 円																																													
課 税 標 準 及 び 税 率			課 税 標 準 及 び 税 率																																												
<table><thead><tr><th>区 分</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr></thead><tbody><tr><td>⑤ 課 税 標 準</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥ 税 率</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			区 分	変 更 前	変 更 後	⑤ 課 税 標 準			⑥ 税 率			<table><thead><tr><th>区 分</th><th>変 更 前</th><th>変 更 後</th></tr></thead><tbody><tr><td>⑤ 課 税 標 準</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥ 税 率</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			区 分	変 更 前	変 更 後	⑤ 課 税 標 準			⑥ 税 率																										
区 分	変 更 前	変 更 後																																													
⑤ 課 税 標 準																																															
⑥ 税 率																																															
区 分	変 更 前	変 更 後																																													
⑤ 課 税 標 準																																															
⑥ 税 率																																															
(資 11－ 4 － 1 － A 4 統 一)			(資 11－ 4 － 1 － A 4 統 一)																																												

改正後	改正前																															
農地等の贈与税 相続税の申告された納税猶予税額の一部 について納税猶予が認められない旨の通知書 第 号 平成 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税 務 署 長 あなたは 殿から 贈与 相続(遺贈)により取得した農地等の 贈与税 相続税 について、租税特別措置法第70条の4第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された納税猶予額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。 なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 相続税 の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 ○ 納税の猶予が認められない金額 <table><tr><th></th><th>イ 申告に係る税額</th><th>ロ 正 当 な 税 額</th><th>ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)</th></tr><tr><td>A 差引税額（納付すべき税額）</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td>B 納 税 猶 予 税 額</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A － B)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○ 納税の猶予が認められない理由 農地等の贈与税 相続税の申告された納税猶予税額の一部 について納税猶予が認められない旨の通知書 第 号 平成 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税 務 署 長 あなたは 殿から 贈与 相続(遺贈)により取得した農地等の 贈与税 相続税 について、租税特別措置法第70条の4第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された納税猶予額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。 なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 相続税 の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店若しくは歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署に納付してください。 ○ 納税の猶予が認められない金額 <table><tr><th></th><th>イ 申告に係る税額</th><th>ロ 正 当 な 税 額</th><th>ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)</th></tr><tr><td>A 差引税額（納付すべき税額）</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr><tr><td>B 納 税 猶 予 税 額</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A － B)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○ 納税の猶予が認められない理由 (資12-6-2-A4統一) (資12-6-2-A4統一)		イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)	A 差引税額（納付すべき税額）	円	円		B 納 税 猶 予 税 額			円	C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A － B)					イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)	A 差引税額（納付すべき税額）	円	円		B 納 税 猶 予 税 額			円	C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A － B)			
	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)																													
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円																														
B 納 税 猶 予 税 額			円																													
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A － B)																																
	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)																													
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円																														
B 納 税 猶 予 税 額			円																													
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A － B)																																

改正後		改正前															
農地等の贈与税の納税猶予が認められない旨の通知書 相続税 第 号 平成 年 月 日 〒 住所 氏名 殿 税務署長 あなたは 殿から贈与により取得した農地等の贈与税について、租税特別措置法第70条の4第1項第70条の6第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。 なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 ○納税の猶予が認められない理由 <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>									農地等の贈与税の納税猶予が認められない旨の通知書 相続税 第 号 平成 年 月 日 〒 住所 氏名 殿 税務署長 印 あなたは 殿から贈与により取得した農地等の贈与税について、租税特別措置法第70条の4第1項第70条の6第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。 なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店若しくは歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署に納付してください。 ○ 納税の猶予が認められない理由 <table><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td></td></tr></table>								
(資12-7-2-A4統一)		(資12-7-2-A4統一)															

改 正 後		改 正 前			
猶 予 期 限 が 確 定 し た 贈 与 税 額 相 続 税 額 の 通 知 書 〒 _____ 第 _____ 号 平成____年____月____日 住 所 _____ 氏 名 _____ 殿 _____ 税 務 署 長 印 あなたが _____ 殿から 贈 与 により取得した農地等の 贈与税 相続(遺贈) 相続税 については、 租税特別措置法 第70条の4第1項 第70条の6第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとお りその猶予期限が確定しましたので通知します。 1 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額 ----- 円 2 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額 ----- 円 ほか利子税の額 (租税特別措置法第70条の7 〈□該当・□非該当〉) ----- 円 3 引続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 ----- 円 4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限 ----- 平成____年____月____日 5 猶予期限が確定した理由 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、 上記の猶予期限までに 同封の納付書によ り日本銀行（本店、支店、代理店 <u>及び</u> 歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ 納付してください。 なお、上記の猶予期限までに納付しなかった場合には、延滞税がかかりますから猶予確定税 額、利子税の額と併せて納付してください。		猶 予 期 限 が 確 定 し た 贈 与 税 額 相 続 税 額 の 通 知 書 〒 _____ 第 _____ 号 平成____年____月____日 住 所 _____ 氏 名 _____ 殿 _____ 税 務 署 長 印 あなたが _____ 殿から 贈 与 により取得した農地等の 贈与税 相続(遺贈) 相続税 については、 租税特別措置法 第70条の4第1項 第70条の6第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとお りその猶予期限が確定しましたので通知します。 1 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額 ----- 円 2 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額 ----- 円 ほか利子税の額 (租税特別措置法第70条の7 〈□該当・□非該当〉) ----- 円 3 引続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 ----- 円 4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限 ----- 平成____年____月____日 5 猶予期限が確定した理由 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、 上記の猶予期限までに 同封の納付書によ り日本銀行（本店、支店、代理店 <u>若しくは</u> 歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納 付してください。 なお、上記の猶予期限までに納付しなかった場合には、延滞税がかかりますから猶予確定税 額、利子税の額と併せて納付してください。		（ 通 知 用 ）	
(資 1 2 - 1 6 - 1 - A 4 統一)		(資 1 2 - 1 6 - 1 - A 4 統一)			

改正後		改正前	
納期限が確定した贈与税額の通知書 第 号 平成 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税務署長 印 あなたが 殿から贈与により取得した農地等の贈与税については、租税特別措置法第70条の4第1項（昭和50年改正前）の規定により、納期限が延長されていましたが、次のとおりその納期限が確定しましたので通知します。 1 納期限が延長されていた贈与税の額 円 2 納期限が確定した贈与税の額 円 3 引き続き納期限が延長される贈与税の額 円 4 納期限が確定した贈与税の額の納期限 平成 年 月 日 5 納期限が確定した理由 納期限が確定した贈与税の額 円は、同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。		納期限が確定した贈与税額の通知書 第 号 平成 年 月 日 〒 住 所 氏 名 殿 税務署長 印 あなたが 殿から贈与により取得した農地等の贈与税については、租税特別措置法第70条の4第1項（昭和50年改正前）の規定により、納期限が延長されていましたが、次のとおりその納期限が確定しましたので通知します。 1 納期限が延長されていた贈与税の額 円 2 納期限が確定した贈与税の額 円 3 引き続き納期限が延長される贈与税の額 円 4 納期限が確定した贈与税の額の納期限 平成 年 月 日 5 納期限が確定した理由 納期限が確定した贈与税の額 円は、同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店若しくは歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 枚のうち 枚目	
(資12-29-1-A4統一)		(資12-29-1-A4統一)	

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

改 正 後	改 正 前
書 き か た 1 ※印欄には、記入しないでください。 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「<u>相続</u> 税」又は「<u>贈与</u> 税」と記入してください。 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。 なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。 なお、法人等の場合は、「 代表者等氏名 」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。 5 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。 (例) 平成〇〇年分相続税申告書 平成〇〇年〇月〇日提出 平成〇〇年分相続税決定通知書 平成〇〇年〇月〇日遺産分割 6 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。 (例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇, 〇〇〇円の評価誤りがあった。 7 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。 8 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、次のように還付金の支払いを受ける場合の銀行等の名称を記入してください。 預 貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、たいへん便利ですので、是非ご利用ください。 (1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に記入してください。 (2) <u>ゆうちょ銀行の貯金口座</u>に振込みを希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に記入してください。 この場合、郵便貯金総合通帳「ば・る・る」の口座に限り振込みが可能となります。 (3) <u>郵便局等の窓口で受取を希望する場合</u> 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。	書 き か た 1 ※印欄には、記入しないでください。 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「<u>相続</u> 税」又は「<u>贈与</u> 税」と記入してください。 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。 なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。 なお、法人等の場合は、「 代表者等氏名 」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。 5 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。 (例) 平成〇〇年分相続税申告書 平成〇〇年〇月〇日提出 平成〇〇年分相続税決定通知書 平成〇〇年〇月〇日遺産分割 6 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。 (例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇, 〇〇〇円の評価誤りがあった。 7 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。 8 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、次のように還付金の支払いを受ける場合の銀行等の名称を記入してください。 預 貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、たいへん便利ですので、是非ご利用ください。 (1) 銀行等の口座への振込みを希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に記入してください。 (2) <u>郵便貯金の口座への振込み</u>を希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に記入してください。 この場合、郵便貯金総合通帳「ば・る・る」の口座に限り振込みが可能となります。 (3) <u>郵便局窓口へご自身が還付金を受け取りに行かれる場合</u> 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が<u>受け取り</u>に行かれる郵便局名を記入してください。

改正後					改正前				
			特定贈与者の氏名					特定贈与者の氏名	
次 葉					次 葉				
申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (贈 与 税 - 付 表)					申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (贈 与 税 - 付 表)				
〔 相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕					〔 相続時精算課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕				
	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額		区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
相 続 時 精 算 課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	⑩	円	円	相 続 時 精 算 課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	⑩	円	円
	⑩のうち 住宅取得等資金の額	⑪				⑩のうち 住宅取得等資金の額	⑪		
	⑩のうち 特定同族株式等の額	⑫				⑩のうち 住宅取得等資金以外の額 (⑩－⑪)	⑬		
	⑩のうち 住宅取得等資金及び特定 同族株式等以外の額 (⑩－⑪－⑫)	⑬				過去の年分の申告において控除した住宅資 金特別控除額の合計額(最高1,000万円)	⑭		
	過去の年分の申告において控除した住宅資 金特別控除額の合計額(最高1,000万円)	⑭				住宅資金特別控除額の残額 (1,000万円－⑭)	⑮		
	住宅資金特別控除額の残額 (1,000万円－⑭)	⑮				住宅資金特別控除額 (⑪の金額と⑮ の金額のいずれか低い金額)	⑯		
	住宅資金特別控除額 (⑪の金額と⑮ の金額のいずれか低い金額)	⑯				翌年以降に繰り越される住宅資金特 別控除額 (1,000万円－⑮－⑯)	⑰		
	翌年以降に繰り越される住宅資金特 別控除額 (1,000万円－⑮－⑯)	⑰				特定同族株式等特別控除額 (500万円)	⑱		
	特定同族株式等特別控除額 (500万円)	⑱				⑯及び⑱控除後の課税価格 (⑩－⑯－⑱)	⑲		
	⑯及び⑱控除後の課税価格 (⑩－⑯－⑱)	⑲				過去の年分の申告において控除した特別控 除額の合計額(最高2,500万円)	⑳		
	過去の年分の申告において控除した特別控 除額の合計額(最高2,500万円)	⑳				特別控除額の残額 (2,500万円－㉑)	㉒		
	特別控除額の残額 (2,500万円－㉑)	㉒				特別控除額 (㉒の金額と㉓の金額の いずれか低い金額)	㉓		
	特別控除額 (㉒の金額と㉓の金額の いずれか低い金額)	㉓				翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円－㉓－㉔)	㉔		
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円－㉓－㉔)	㉔				㉔の控除後の課税価格(㉒－㉔)	㉕		
	㉔の控除後の課税価格(㉒－㉔)	㉕				㉕に対する税額(㉕×20%)	㉖		
	㉕に対する税額(㉕×20%)	㉖				外国税額の控除額	㉗		
	外国税額の控除額	㉗				差引税額(㉖－㉗)	㉘		
差引税額(㉖－㉗)	㉘								
(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。 (資15-1-4-2-A4統一)					(注) この付表は、相続時精算課税に係る特定贈与者ごとに作成してください。 (資15-1-4-2-A4統一)				

--	--	--	--	--	--	--

第 号

住所又は

所在地（納税地）

氏名又は

名 称

殿

平成_____年____月____日

税務署長



更正をすべき理由がない旨の通知書（通知用）

平成____年____月____日付で提出のありました、平成____年分 税

に係る更正の請求は、更正をすべき理由がないと認められましたから通知します。

この通知に係る処分の理由

[illegible]

() 枚のうち () 枚目

(資 15-2-2-A 4 統一)

□ □ □ □ □ □ □

第 号

住所又は

所在地（納税地）

氏名又は

名称

殿

平成_____年_____月_____日

税務署長



更正をすべき理由がない旨の通知書（通知用）

平成____年____月____日付で提出のありました、平成____年分 税

に係る更正の請求は、更正をすべき理由がないと認められましたから通知します。

この通知に係る処分の理由

() 枚のうち () 枚目

(資 15-2-2-A 4 統一)